

一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金（令和5年度 下半期分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、光熱費の高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続している訪問系及び相談系介護サービス事業所を支援するため、「一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を創設し予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

- （1）別表「1 交付の対象」に該当する一宮市内に所在する事業所（ただし国、都道府県又は市が運営する事業所を除く。）を運営する法人（以下「事業者等」という。）であること。
- （2）令和5年12月31日（以下「基準日」という。）時点において前号に規定する事業所を有し、運営する法人が当該事業所の維持管理のために発生する光熱費を負担していること。

（支援金の交付額及び交付に係る要件）

第3条 支援金の交付額及び交付の要件は別表のとおりとする。

（交付申請手続）

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者等は、一宮市介護サービス事業所（訪問等）光熱費高騰対策支援金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長が別に定める日までに市へ提出するものとする。

（交付の決定等）

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、及び必要に応じ実態調査をし、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。なおこの場合、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第2）を当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査及び実態調査の結果、支援金を交付すべきでない認められたときは、不交付とする旨を文書により当該申請者に通知する。

（支援金の返還等）

第6条 市長は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- （1）申請の取下げがあった場合
- （2）本要綱に違反した場合
- （3）虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- （4）重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でない認められた場合

（完了報告）

第7条 規則第11条に定める補助事業等完了報告書は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(請求書)

第8条 規則第13条第3項に定める補助金等交付請求書は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(調査)

第9条 市長は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者等は前項の調査に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年12月21日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

2 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

<p>1 交付の対象</p>	<p>基準日時点において、介護保険法（平成9年法律第123号）上の訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援（介護予防サービスを含む。）を実施する事業所であり、かつ（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない事業所（以下「対象事業所」という。）とする。</p> <p>（ア）一宮市あんしん介護予防事業における「訪問型サービス（第1号事業）」のうち、「短期予防訪問サービス」</p> <p>（イ）介護予防支援（地域包括支援センター）</p> <p>（ウ）介護保険法上の医療みなしによる指定事業所（医療みなし指定辞退による再指定も含む。）</p> <p>（エ）出張所（サテライト）</p> <p>（オ）令和5年10月分から12月分までの介護報酬請求実績がない事業所</p> <p>（カ）基準日時点において休止中の事業所</p> <p>（キ）基準日以降令和6年3月31日までに休止または廃止する事業所</p>
<p>2 支援金の交付額</p>	<p>1事業所当たり24,000円とする。</p>
<p>3 交付の要件</p>	<p>（1）基準日時点において、「1 交付の対象」のうち、同一建物内に同一法人が運営する複数の対象事業所がある場合には、支援金の算出にあたっては複数の事業所とせず、1事業所として扱う。</p> <p>（2）「1 交付の対象」に定める対象事業所が、愛知県が行う「令和5年度愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金」の対象施設内で運営している場合においても、この支援金の交付対象とする。</p> <p>（3）「1 交付の対象」に定める対象事業所が、愛知県が行う「令和5年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金」の対象施設内で運営している場合においても、この支援金の交付対象とする。</p>